

(3) 職員の利益の保護の状況

職員の利益は、勤務条件に関する措置要求制度及び不利益処分に対する不服申立て制度により保護されています。

ア 勤務条件に関する措置要求制度

法第46条により、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、任命権者により適当な措置が執られるべきことを要求することができる制度。

イ 不利益処分に対する不服申立て制度

法第49条により、懲戒その他職員の意に反すると認める不利益処分を受けたとき、人事委員会に不服申立てをすることができる制度。

これらの制度に関する平成20年度の状況は「福島県人事委員会の業務報告（平成20年度）」3及び4のとおりです。

8 その他知事が必要と認める事項

(1) 公益通報の状況

職員からの内部通報に関する窓口を設置し、通報者の保護を図りながら、法令違反等の未然防止や是正等の措置を行うことにより、適法かつ公正な県政運営を進めるため、公益通報制度を実施しています。

なお、平成20年度の状況は、以下のとおりです。

機 関 名	通報件数	(うち受理件数)	(うち不受理件数)
知事部局	3	2	1
企業局	0	0	0
病院局	0	0	0
教育委員会	1	1	0
警察本部	0	0	0
その他委員会等	0	0	0

(注) 1 知事部局の受理件数2件のうち是正措置を要しなかったもの 1件

(注) 2 知事部局の受理件数2件のうち翌年度継続して調査を実施したもの 1件

(2) 職員に対する働きかけに関する対応状況

職員が、一定の公職にある者等から入札及び契約事務並びに採用その他人事に関する事務に関する働きかけを受けた場合、その内容を記録し、組織として適切な対応に努めるとともに、透明で開かれた県政の運営に資するよう当該記録票については、公開の対象としております。ただし、議会、公聴会等の公式又は公開の場におけるもの、陳情書、要望書等の書面によるもの及び単なる照会又は資料請求は、記録の対象から除きます。

(平成20年度の状況)

働きかけを受けた案件 なし